

事 務 連 絡  
令和元年 1 2 月 6 日

各地方公共団体（各都道府県、各市町村、各事務組合等）

公立専門学校に係る授業料等減免費用支弁担当課、機関要件担当課 御中

各 都 道 府 県

私立専門学校に係る授業料等減免費用支弁担当課、機関要件担当課 御中

文部科学省 高等教育局

学生・留学生課 高等教育修学支援準備室

文部科学省 総合教育政策局

生涯学習推進課 専修学校教育振興室

### 高等教育の修学支援新制度における専門学校に関する留意点について

平素は高等教育行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

各地方公共団体から、専修学校の専門課程（専門学校）の生徒が専門課程を修了した後、他の専門課程に入学した場合に高等教育の修学支援新制度の支援対象者となり得るかといったご質問をいただいた際には個別に回答しておりますが、この度、「高等教育の修学支援新制度における専修学校の専門課程（専門学校）に関する留意点」として参考資料を取りまとめましたので、情報提供いたします。

ついては、本件についてご承知いただくとともに、貴地方公共団体による授業料等減免費用の支弁の対象となり得る確認専門学校（貴地方公共団体において要件確認を行ったもの）に対して、本件を周知されるようお願いいたします。

なお、専修学校については、専修学校設置基準により、1年間にわたり800単位時間以上（昼間学科の場合）の授業時数を履修することが全課程を修了するための要件とされており、柔軟なカリキュラム設定が可能であることが特色の一つです。

このため、複数の学科での履修を通じて体系的な学びを提供するカリキュラム設定も考えられるところであり、専修学校の中には、基礎となる専門課程を修了した上で上級に相当するとされる専門課程<sup>(注)</sup>での学びを推奨するようなケースもあると承知しています。

(注) これらの課程は、「上級学科」や「専攻科」と称される場合があります。ただし、これらは、学校教育法には定めのない扱いであり、専修学校の学則においては、入学者に求める能力や要件が異なる複数の専門課程が規定されているものです。

参考資料にも掲記していますが、基礎となる専門課程の在籍時には、家計の経済状況に関する要件、学業成績・学修意欲に関する要件を満たさず、支援対象者とはならなかった生徒であっても、上級に相当するとされる専門課程の在籍時にこれらの要件を満たし、支援対象者となり得るケースもあるところです。

特に、令和元年度は新制度の施行の前年度であることから、現在、基礎となる専門課程の最終学年に在籍する生徒（当該課程では新制度による支援を受けていない。）が当該課程を修了し、令和2年度に上級に相当するとされる専門課程に進学する場合であって、その進学が高等学校を卒業した年度の翌年度の末日から2年以内である場合には、支援対象者となり得るケースもあることに留意願います。<sup>(注)</sup>

(注) この場合、支援を受けようとする生徒は、令和2年度に上級に相当するとされる専門課程に進学後に、給付型奨学金の在学採用申込を行う必要があります。令和元年度の在学予約採用を申し込むことはできません。(在学採用手続については、今後、独立行政法人日本学生支援機構から各学校宛てに案内される予定です。)

このことに関連して、令和元年度の機関要件確認に際して、確認申請書の様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】及び様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】において、上級に相当するとされる専門課程（学科）に関する記載がなかった場合にどのように取り扱うべきかとのご質問をいただいているところです。

ご質問に対しては、上級に相当するとされる専門課程（学科）に在籍する生徒は、要件を満たす生徒であれば支援対象者となり得るものであることから、当該学科は確認申請書への記載が不要とされる「支援対象者が在籍できない学科（留学生や社会人の学生など支援対象外の学生しか在籍できないことを学則や募集要項等において明らかにしている学科）」には該当せず、原則どおり、確認申請書への記載が求められることとなる旨、回答させていただいています。

(参考1) 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年6月28日文科科学省令第6号）(抄)

(大学等の確認要件)

第二条 法第七条第二項第一号の文科科学省令で定める基準は、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。

一 大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科を含む。）、高等専門学校（第四学年、第五学年及び認定専攻科に限る。）及び専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。以下同じ。）（以下「大学等」という。）の学部等（学部、学科又はこれらに準ずるもの（法第三条に規定する大学等における修学の支援の対象者が在学できないことが明らかにされているものを除く。）をいう。第四条第一項において同じ。）ごとに、実務の経験を有する教員が担当する授業科目その他の実践的な教育が行われる授業科目（実践的な教育が行われる旨が第三号イに規定する授業計画書に記載されているものに限る。）の単位数又は授業時数が別表第一に定める基準数以上であること。

四 次に掲げるものを公表すること。

ニ 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百七十二条の二第一項各号（同令第一百七十九条において準用する場合を含む。）に掲げる情報（専門学校にあっては、同令第八十九条におい

て準用する同令第六十七条の規定による評価の結果及び様式第二号の申請書に記載すべき情報)

(参考2) 機関要件の確認事務に関する指針(2019年度版)(令和元年6月25日)(抄)

(添付書類) 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

※以下を満たすものであれば、既存のもので可。

- ・ 支援の対象となる学部、学科及び認定専攻科がすべて含まれていること。
- ・ 学生等の募集が停止されている学部等又は設置後完成年度を超えていないために一部の学年に学生等が在籍しない学部等については、その旨を付記すること。
- ・ 「留学生や社会人の学生など支援対象外の学生しか在籍できないことを学則や募集要項等において明らかにしている学部等」や「学生募集停止した学部等であって、修業年限を超えて在籍する学生等のみが在籍する学部等」など、支援対象者が在籍できない学部等については、その旨を付記すること。

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

※ただし、支援対象者が在籍できない学科(P.9参照)については要件を満たす必要はなく、この表への記載も不要である。なお、申請時点で支援対象者が在籍していなくても、申請以降に支援対象者が在籍する可能性がある場合は、要件を満たすことが必要であり、この表への記載が必要となることに注意すること。

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表(専門学校)】

①学科等の情報

2. 教育活動に係る情報

※すべての学科について作成すること。なお、留学生や社会人学生など支援対象外の生徒しか在籍できない学科については、記載不要であることを基本とする。

貴地方公共団体において要件確認を行った専門学校について、同様の事案が見受けられる場合は、すみやかに本件問合せ先にご連絡いただいた上で、必要な対応を執っていただきますようお願いいたします。

(本件問合せ先)

文部科学省 高等教育局

学生・留学生課 高等教育修学支援準備室

都道府県・市町村機関要件担当

電話：03-5253-4111(代表)(内線3958、3280)

e-mail: shinseijyoukyou@mext.go.jp

# 高等教育の修学支援新制度における専修学校の専門課程(専門学校)に関する留意点

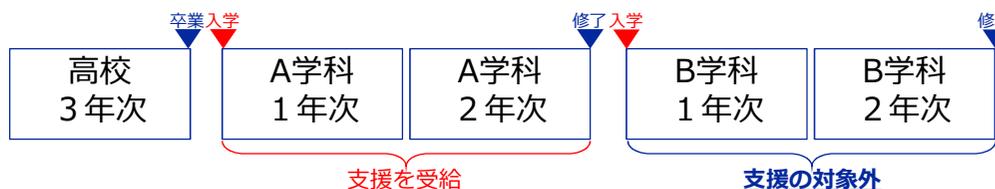
## 基本的な考え方

- 高等教育の修学支援新制度において、支援の対象となり得るのは専修学校の「専門課程」の生徒。(高等課程、一般課程、附帯教育の生徒は対象外)
- 一度、認定された生徒が支援を受けられる期間は、基本的に当該学科における修業年限までの間(修了まで)である。(A及びCを参照)
- ただし、専門課程である学科から別の学科に異動した場合であって、次に該当するときには支援の対象となる。(Eを参照)
  - 修業年限を終える前に、同一学校種の間で転学をした場合(前の学校の修業年限を終え(修了し)、他の学校に入学した場合には「転学」とはならないことに留意)
  - 修業年限を終える前に、同一の専修学校(専門課程)において、学科等の相互の間で転籍したもの(修了後に異なる学科等に入学した場合には、ここで言う「相互の間」の「転籍」にはならないことに留意)
- 「上級学科」や「専攻科」と称される2番目以降の専門課程に在籍する生徒については、以前に在籍していた学科で支援を受けておらず、かつ、高校卒業後、2番目以降の学科に入学するまでの期間に関する要件(高校を卒業した年度の翌年度の末日から2年以内)を満たせば、支援の対象となり得る。(B及びDを参照)

## 専門課程の間の異動のパターン(例)

A

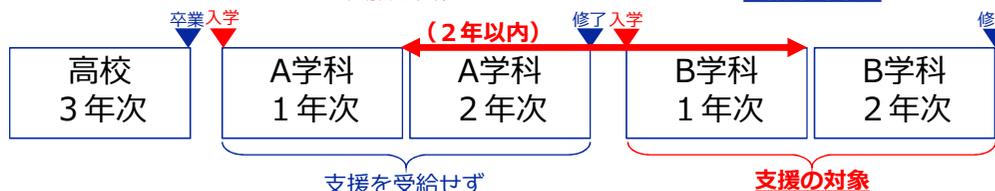
2年制のA学科で支援を受けて修了し、別の2年制のB学科の1年次に入学した場合(A学科には高校卒業の翌年度に入学)



A学科において支援を受けて修了しており(修業年限を終えている)、B学科では支援の対象外

B

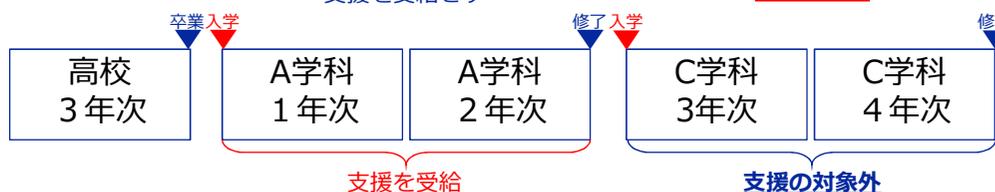
2年制のA学科で支援を受けずに修了し、高校を初めて卒業した年度の翌年度の末日から2年以内に別の2年制のB学科の1年次に入学した場合



A学科において支援を受けず、B学科に入学したのが高校を卒業した年度の翌年度の末日から2年以内であれば支援の対象(高校卒業からA学科入学までに1年以上の期間が空いている場合は、B学科では対象外)

C

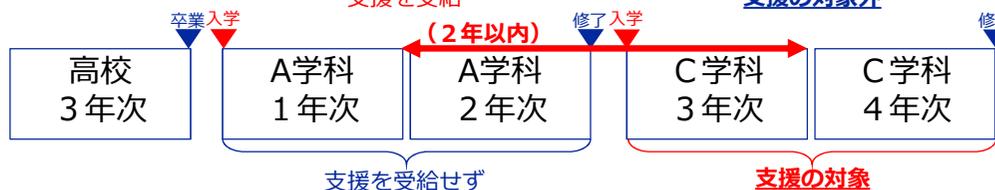
2年制のA学科で支援を受けて修了し、別の4年制のC学科の3年次に入学した場合(A学科には高校卒業の翌年度に入学)



A学科において支援を受けて修了しており(修業年限を終えている)、C学科では支援の対象外

D

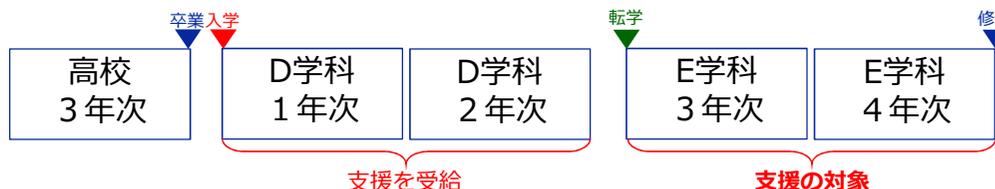
2年制のA学科で支援を受けずに修了し、高校を初めて卒業した年度の翌年度の末日から2年以内に別の4年制のC学科の3年次に入学した場合



A学科において支援を受けず、C学科に入学したのが高校を卒業した年度の翌年度の末日から2年以内であれば支援の対象(高校卒業からA学科入学までに1年以上の期間が空いている場合は、C学科では対象外)

E

3年制のD学科で2年次まで支援を受け在籍し、修了せずに、3年目から別の専修学校(専門課程)のE学科の3年次に転学した場合※



同一学校種間で転学した場合は支援の対象(ただし、D学科を修了した場合は、ここで言う「転学」とはならず、E学科では支援対象外となる。)

※ 同一の専修学校(専門課程)において、学科等の相互の間で転籍した場合も同様